



平成 24 年 3 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社アップガレージ
代表者名 代表取締役社長 石田 誠
(コード：3311 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 井出 浩司
(TEL. 045-989-2345)

**定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議
並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ**

当社は、平成 24 年 2 月 28 日付「定款の一部変更および全部取得条項付き普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「当社プレスリリース」といいます。)において公表のとおり、本日、種類株式発行に係る定款の一部変更及び全部取得条項に係る定款一部変更並びに当該変更によって全部取得条項が付された当社の全部取得条項付普通株式(下記 1. ②において定義いたします。以下同じです。)の全部の取得について、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び当社普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたのでお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の定める上場廃止基準に該当することになりますので、当社普通株式は本日から平成 24 年 4 月 23 日までの間、整理銘柄に指定され、平成 24 年 4 月 24 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得に関する決議に基づき、平成 24 年 4 月 26 日を基準日(以下「基準日」といいます。)と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主様をもって、当該株主様が保有する全部取得条項付普通株式の全部(但し、当社の自己株式を除きます。以下同じです。)を、平成 24 年 4 月 27 日を取得日として当社が取得し、当該取得と引き換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき 301 分の 1 株の割合をもって当社の A 種種類株式(下記 1. ①において定義いたします。以下、同じです。)を交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の①から③の方法により、定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部の取得(以下「本手続き」といいます。)について必要な承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更し、定款変更案第 6 条の 2 に定める内容の A 種種類株式(以下「A 種種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを新設し、当社を会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第 2 条第 13 号に規定する種類株式発行会社といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定めを新設いたします(なお、全部取得条項が付された後の普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)
- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によ

て、当社は、全部取得条項付普通株主の皆様（当社を除きます。以下同じです。）から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、当社は、株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引き換えに、A種種類株式を301分の1株の割合をもって交付いたします。なお、この際、アイエムホールディングスとアイエムホールディングスの100%株主でありかつ当社の主要株主であり代表取締役社長である石田誠以外の株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、いずれも1株未満の端数となる予定です。

2. 当社の定款一部変更（本手続きのうち①及び②）の承認決議

（1）承認可決された事項の内容

本手続きのうち①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、原案通り承認可決されました。また、本手続きのうち②は本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案通り承認可決されました。本臨時株主総会第1号議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリース「I. 1. 種類株式発行に係る定款の一部変更の件（定款一部変更（1）」に記載のとおりであり、また本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会における議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリース「I. 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（定款一部変更（2）」に記載のとおりです。

（2）定款変更の効力発生

本手続きのうち①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会の承認可決をもって本日発生しております。また、本手続きのうち②の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の承認可決により、平成24年4月27日に発生します。

3. 全部取得条項付普通株式の取得（本手続きのうち③）の承認決議

（1）承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案の内容は、当社プレスリリース「II. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に記載のとおり、会社法第171条第1項並びに本手続き①及び②による変更後の当社の定款に基づき、全部取得条項付普通株式の全部の取得と引き換えに、取得日（下記（2）において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、当社A種種類株式を301分の1株の割合を持って交付するものです。なお、この際、アイエムホールディングスとアイエムホールディングスの100%株主でありかつ当社の主要株主であり代表取締役社長である石田誠以外の株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、いずれも1株未満の端数となる予定です。

（2）全部取得条項付普通株式の取得の効力発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力発生は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の承認可決により、全部取得条項に係る定款一部変更の件に係る定款の効力が生じることを条件として、平成24年4月27日（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

（3）全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続き

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、当社は、取得日に、全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、本手続き①によって設けられるA種種類株式を交付します。

当該交付がなされるA種種類株式の数については、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対し、その保有する全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式を301分の1株の割合をもって交付するものといたします。

当該株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づく裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、各株主の皆様が保有する当社普通株式の数に50,000円（本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様に対して交付されるような価格に設定することを予定しております。

但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

4. 上場廃止の予定について

上記承認可決の結果、当社普通株式は、東京証券取引所マザーズ市場（以下「マザーズ市場」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、本日から同年4月23日まで整理銘柄に指定された後、平成24年4月24日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をマザーズ市場において取引することはできません。

5. 定時株主総会基準日に係る定款の一部変更の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

定時株主総会基準日に係る定款の一部変更は、本臨時株主総会における第4号議案として付議され、原案通り承認可決されました。本臨時株主総会第4号議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリース「Ⅲ. 定時株主総会基準日に係る定款の一部変更の件」に記載のとおりです。

(2) 定款変更の効力発生

定時株主総会基準日に係る定款の一部変更の効力は、本臨時株主総会の承認可決をもって本日発生しております。

6. 全部取得条項付普通株式の取得に関する日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に関する日程の概要（予定）は以下のとおりです。

種類株式発行に係る定款一部変更（本手続きのうち①）の効力発生	平成24年3月23日
定時株主総会基準日に係る定款一部変更の効力発生日	平成24年3月23日
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成24年3月23日
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成24年3月26日
当社普通株式の売買最終日	平成24年4月23日
当社普通株式の上場廃止日	平成24年4月24日
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成24年4月26日
全部取得条項に係る定款一部変更（本手続き②）の効力発生日	平成24年4月27日
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成24年4月27日

以上